

質 疑 回 答 書

業務名

姫路市立公民館(26館)LED照明器具賃貸借

番号	入札説明書、仕様書	頁・項等	質疑内容	回答内容
1	仕様書	P. 2(1)	落札後、天災・世界情勢等の影響及びメーカー納期遅延などが契約締結時より悪化し、賃貸借開始までに施工が完了しない可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	今後の社会情勢の変化等、受注者の責によらない遅延が発生した場合には、別途協議を行います。
2	仕様書	P. 2(1)	リース会社での入札となる為、半導体不足などによる機器納期遅延による工期延長は受注者起因ではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	-	-	落札者となった後に、契約書内容の詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	落札後、契約締結を正当な理由なく辞退した場合は、姫路市登録業者指名停止等措置要綱に基づき、指名停止となる場合があります。
4	仕様書	P. 7 3	非常灯及び誘導灯の内蔵蓄電池の容量低下について、メーカーからの交換頻度として発信されているのは使用開始後4～6年とございます。賃貸借期間の5年間の間に交換する費用を入札時に見込むとの認識でよろしいでしょうか。入札時の公平性の観点から回答をお願いします。	非常灯及び誘導灯の内蔵蓄電池の容量低下については、仕様書第3章3に記載のとおりとします。
5	仕様書	P. 9 3	再委託についてです。リース会社による入札となるため、工事に伴う技術者配置などはリース会社の再委託先となる施工元請企業が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	仕様書第1章7に記載のとおりとし、工事に伴う法令等に必要な技術者は工事施工者によって適切に配置してください。
6	-	-	債務負担行為または長期継続契約のどちらでしょうか。	長期継続契約です。
7	-	-	長期継続契約の場合、予算減額又は削除に伴う契約解除等にて翌年度以降に本事業の予算の削減等があった場合、受注者の損害は補填いただけますでしょうか。	契約約款第20条第2項のとおりとします。
8	入札説明書	8(2)	契約保証金についての免除条件として国又は地方公共団体を相手方とする締結済のLED賃貸借契約書を2件以上提出する事との認識でよろしいでしょうか。	免除申請の受付は行っておりません。姫路市契約規則第29条第1項第2号の規定により、本市との契約履行実績等に基づき、免除の可否について、本市において判断します。
9	仕様書	P. 2 5	賃貸借期間満了後は無償譲渡とございますが償却資産税は賃貸借費用に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

10	-	-	リスト上で想定される仮設足場等の必要経費は見込みますが、リストからでは想定できない仮設足場等の費用について落札後の現地調査で発見された場合、金額変更等の協議の対象としていただけますか。	双方協議の上、決定します。
11	仕様書	P.4 2	仕様書第2章 1(2)エ 1(2)エ「更新後・非常灯の照度測定を行い、法令上の照度基準を満たしているか確認すること。」 とありますが、非常灯の照度測定は建築基準法及び関係法令上床面照度検査が必要だと定められています。ただし、それらは新築時に求められる内容かと存じます。本事業においてはすでに設置済みの非常灯の灯具入替となりますので、日本照明工業会の評定品を選定していれば照度測定を免除できると考えられますので、こちらの測定は日本照明工業会の評定品を選定していれば必要ないという認識でよろしいでしょうか。 また、照度測定は必須である場合、どのように測定を実施するか測定方法をご教示いただけますか(床面照度検査が必要なため、対象箇所に重機等移動が困難なものが設置されている場合、照度測定を実施するのは困難であると考えられます)	非常灯の照度測定は、仕様書第2章1(2)エに記載のとおりとします。 測定方法については、原則、避難上必要となる部分のうち最も光源から離れた水平床面を測定することとし、測定箇所に什器等が設置されている等、測定が困難な場合の測定位置は、双方協議の上、決定します。
12	別紙2	-	対象照明器具一覧表の「改修前」と「改修後」で同じ型番が記載されている場合がございますが、こちらはLED改修の対象外となりますでしょうか。	対象照明器具一覧表の「改修前」と「改修後」で同じ型番が記載されている場合であっても、本契約の対象とし、照明器具の更新を行うものとします。
13	入札説明書	7入札に関する事項 (2)入札方法 イ	入札当日に委任状を持参した場合、入札書へ代表者印押印は不要で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	7入札に関する事項 (2)入札方法イ	入札当日に委任状を持参した場合、入札用封筒への封印は代理人の印鑑で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	7入札に関する事項 (3)入札に関する条件等 ウ	今回の入札書記載の金額は、総額税抜きとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書 7入札に関する事項 (3)入札に関する条件等 ウに記載のとおり、 <u>月額</u> の契約希望金額の110分の100に相当する金額です。

16	入札説明書	8入札保証金及び 契約保証金等に関する事項（2）	契約保証金について、履行保証保険の付保について、以下ご教示ください。 ① 今回の契約保証金は、契約金額の10分の1以上との認識で宜しいでしょうか。 ② 付保期間は、契約締結日～期間満了日までとの認識で宜しいでしょうか。 ③ 付保期間が契約締結日の場合、保険加入には、保険会社への申し込み～証券の発行まで時間を要します。間に合わない可能性がありますますが、その場合、契約日について協議させて頂くことは可能でしょうか。	① 契約約款第2条第2項のとおり、契約金額（<u>契約月額に12を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額</u>）の10分の1以上となります。 ② ご理解のとおりです。 ③ 姫路市契約規則第24条第1項に基づき、契約締結を行います。
17	入札説明書	8入札保証金及び 契約保証金等に関する事項（2）	契約保証金の免除について、姫路市契約規則第29条（2）について、以下ご教示ください。 ① 免除申請を提出し、貴市に認められた場合、免除と考えても宜しいでしょうか。 ② また、免除申請は、いつまでにする必要がありますでしょうか。 ③ 種類について、LED照明器具（屋内屋外問わず）の実績で宜しいでしょうか。 また、規模とは、本契約同程度の契約金額、数量との認識でしょうか。若しくは、本契約の何割程度との認識でしょうか。 ④ 数回以上にわたってとは、何回程度の実績でしょうか。 ⑤ 誠実に履行したものとは、契約締結中と考えて宜しいでしょうか。 ⑥ 契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。とありますが、工事完了し、契約期間中のものでも宜しいでしょうか。	No.8と同様とします。
18	仕様書	第1章 業務概要 3 業務内容	弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、調査・設置工事・保守に関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、書面等は任意様式で宜しいでしょうか。	仕様書第1章7及び第5章3に記載のとおりとします。 書面等は、工事施工者については工事請負契約書及び建設業許可の写しを、維持管理等に関して再委託する場合は、本市が指定する再委託申出書（関係書類含む。）を提出してください。

19	仕様書	第1章 業務概要 5 履行期間	長期継続契約について、下記ご教示ください。 ①年度予算の削減や削除による契約の変更や解除となった場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。 ②実際に同種契約において、契約解除となった実績はございますでしょうか。	①精算及び精算方法は双方協議の上、決定します。 ②契約解除の実績はありません。
20	仕様書	5履行期間 (1)準備期間	今後、新型コロナ、半導体不足、紛争等の外部環境等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります、協議したうえで、貴市の了解を得れば、工期延長及び損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。	今後の社会情勢の変化等、受注者の責によらない遅延が発生した場合には、別途協議を行います。
21	仕様書	7LED照明器具設置に係る電気工事の取扱い	落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります(廃掃法第12条及び14条)。既存物件の所有者が貴市である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)」に基づき、貴市が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。 それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。	仕様書第1章7及び第2章2ニ及びヌに記載のとおり、受注者と建設工事請負契約を締結した建設業許可を有する工事施工者が照明器具等の処分を行うこととします。
22	仕様書	第2章 LED照明器具に関する仕様 2LED照明器具設置作業仕様 (3)設置作業に関する事項 イ	現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。 ①現場調査の結果及び工事期間中に、特注部材の発生、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。 ②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。	設置予定数と実際の数量に差異が判明した場合及び仕様の変更が必要となる場合は、双方協議の上、変更契約の対象とします。
23	仕様書	第2章 LED照明器具に関する仕様 2LED照明器具設置作業仕様 (3)設置作業に関する事項 テ	記載内容については、変更契約の対象と考えて宜しいでしょうか。	双方協議の上、決定します。

24	仕様書	第3章 維持管理仕様 1	今回は、既存照明を新規LED照明器具へ交換するものであり、既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、受注者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、保修等の費用負担は貴市との認識で宜しいでしょうか。	双方協議の上、決定します。
25	仕様書	第3章 維持管理仕様 3	原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、貴市での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。	仕様書第3章3に記載のとおりとします。
26	仕様書	第3章 維持管理仕様 6	当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由(天災等)により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は受注者にはない、という認識でよろしいでしょうか。	地震等、その他不可抗力による物件の滅失、棄損した場合の対応については、双方協議の上、決定します。
27	仕様書	第3章 維持管理仕様 6	通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがありますが、この場合は、貴市の負担、もしくは協議して頂く事は可能でしょうか？	仕様書第3章1及び6に記載のとおりとします。
28	仕様書	第3章 維持管理仕様 6	動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、貴市との認識で宜しいでしょうか。	地震等、動産総合保険の適用外事項による不具合の対処法については、別途、双方協議の上、決定します。
29	仕様書	その他	契約期間中に施設の統廃合等、貴市の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、貴市にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。	本市の事由による物件が不要、それに伴う契約の変更等の場合は、双方協議の上、精算及び精算方法を決定します。